

○京丹後市建設工事指名業者の格付けにおける昇降格基準

平成20年4月1日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、京丹後市建設工事指名業者格付基準（平成17年京丹後市告示第123号。以下「格付基準」という。）に規定する京丹後市建設工事に係る指名業者のA級から最下位等級までの格付けにおける昇格及び降格の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 格付年度 格付けを行おうとする年度
- (2) 前年度 格付年度の前年度
- (3) 前々年度 格付年度の前々年度
- (4) 前々々年度 格付年度の前々々年度
- (5) 現等級 前年度における当該工事種別の等級
- (6) 直近上位等級 現等級の直近上位等級
- (7) 直近下位等級 現等級の直近下位等級
- (8) 最下位等級 格付基準に規定する当該工事種別における最下位等級
- (9) 等級区分点要件 格付基準に規定する当該工事種別における等級区分点の要件
- (10) 完成工事高平均額要件 格付基準に規定する当該工事種別における完成工事高平均額の要件
- (11) 営業所所在地要件 格付基準に規定する当該工事種別における本店又は支店（営業所を含む。）の所在地の要件
- (12) 継続業者 現等級における有効期間（第8条に規定する有効期間をいう。）が満了するまでの間、継続して現等級を有していた者
- (13) 再登録業者 次のいずれかに該当する者であって、かつ、格付年度に当該工事種別のいずれかの等級における格付要件をすべて満たす者
 - ア 前々年度に当該工事種別における等級を有していた者で、前年度において当該工事種別における等級を有していなかった者
 - イ 前々々年度に当該工事種別における等級を有していた者で、前々年度及び前年度に

において当該工事種別における等級を有していなかった者

- (14) 新規業者 再登録業者に該当しない者であって、かつ、前年度に当該工事種別における等級を有していなかった者

(昇格)

第3条 格付年度において、直近上位等級の格付基準に規定するすべての要件を満たす継続業者が、次の各号のいずれにも該当する場合は、直近上位等級へ昇格するものとする。

- (1) 別表に規定する直近上位等級の下位等級経過年数欄に掲げる年数（以下「下位等級経過年数」という。）に1年を加えた直近の年数の間において、下位等級経過年数の間現等級に格付けされ、かつ、現等級より上位等級に格付けされていないこと。
- (2) 前年度の格付において、直近上位等級の等級区分点要件を満たしていること。

(降格等)

第4条 格付年度において、格付基準に規定する現等級のいずれかの要件を満たさなくなった継続業者は、直近下位等級へ降格するものとする。ただし、前年度の格付けにおいて降格している場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、等級区分点要件及び完成工事高平均額要件については、次の各号に該当する場合に限り、直近下位等級へ降格するものとする。

- (1) 現等級に格付けされた年度以降（格付年度を含む。次号において同じ。）において、2年連続して現等級の等級区分点要件を下回った場合
- (2) 現等級に格付けされた年度以降において、3年連続して現等級の完成工事高平均額要件を下回った場合

- 3 前2項の規定にかかわらず、経営事項審査申請書に虚偽の記載をしたことにより京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）別表第2第5号ウ（ア）又はエ（ア）に規定する措置要件に該当し前年度に指名停止措置を受けた継続業者は、直近下位等級へ降格するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、格付年度において次のいずれかに該当する者は、当該工事種別における格付けは行わない。

- (1) 最下位等級に格付されている者が、当該最下位等級の要件を満たさなくなった場合
- (2) 京丹後市内の支店（営業所を含む。以下同じ。）で登録されている者が、格付基準に規定する現等級のいずれかの要件を満たさなくなり、かつ、直近下位等級のすべての要件を満たさない場合
- (3) 格付基準に規定する当該工事種別において格付けされるために必要かつ有効な経営

事項審査及び総合評定値の通知を受けていない場合

- (4) 水道施設工事における等級を有する者が、土木又は管工事業において建設業許可を有していない場合

(従前の等級への復帰)

第5条 前条第1項及び第2項の規定により降格した者が当該降格した年度の翌年度の格付けにおいて、格付基準に規定する従前の等級のすべての要件を満たした場合に限り、従前の等級に格付けを行う。

(新規業者の格付け)

第6条 新規業者の格付けは、当該工事種別における最下位等級とする。ただし、格付基準に規定する最下位等級の要件を満たさない者の格付けは行わない。

(再登録業者の格付)

第7条 再登録業者の格付けは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 格付基準に規定する従前の等級のすべての要件を満たす場合 従前の等級に格付けを行う。ただし、経営事項審査申請書に虚偽の記載をしたことにより京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱別表第2第5号ウ（ア）又はエ（ア）に規定する措置要件に該当し、従前の等級を有していた年度以降に指名停止措置を受けた再登録業者は、従前の等級の1等級下位の等級に格付けを行うものとする。

- (2) 前号に該当しない場合 格付基準に規定する要件を満たす等級（従前の等級より下位の等級に限る。）に格付けを行う。

2 再登録業者の当該工事種別における等級を有していなかった期間については、従前の等級の1等級下位の等級を有していたものとみなす。

3 前項の場合において、従前の等級が最下位等級であった場合は、前項の等級を有していなかった期間については、等級を有していなかったものとする。

(等級の有効期間)

第8条 格付基準及び本告示の規定により格付けされた等級の有効期間は、当該格付けを行った年度の末日までとする。

(年度途中の異動)

第9条 格付年度の途中における昇格若しくは降格又は格付けは行わない。

2 当該工事種別における等級を有している者が、次のいずれかに該当した場合は、その都度当該工事種別における等級を取り消すものとする。

(1) 当該工事種別における建設業許可を有しなくなった場合（水道施設工事における等級を有する者が、土木又は管工事業における建設業許可を有しなくなった場合を除く。）

(2) 当該工事種別における総合評定値の通知を受けなくなった場合（水道施設工事における等級を有する者が、土木又は管工事業における総合評定値の通知を受けなくなった場合を除く。）

(3) 京丹後市内に本店又は支店を有しなくなったことにより、営業所所在地要件を満たさなくなった場合

3 前項の規定により等級を取り消された者のその後の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 取り消された年度中に再び前項各号の取消要件を満たした場合であっても、当該年度中の格付けは行わない。

(2) 前項第1号に該当したことにより等級を取り消された者が、等級を取り消された年度の翌年度の格付けにおいて、当該工事種別のいずれかの等級の要件を満たす場合は、継続業者とみなす。

(3) 前項第1号に該当したことにより等級を取り消された者が、等級を取り消された年度の翌々年度又は翌々々年度の格付けにおいて、当該工事種別のいずれかの等級の要件を満たす場合は、再登録業者とみなす。

(4) 前項第1号に該当したことにより等級を取り消された場合であっても、当該年度において取り消された等級を有していたものとみなす。

（年度途中の異動の特例）

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、格付基準において特定建設業の許可を有することを要件とする等級に格付けされている者であって、一般建設業に許可変更し自ら降格を希望する者（以下本条において「申請者」という。）は、建設業許可変更による降格申請書（様式第1号）により降格の申請をすることができる。

2 市長は、前項に規定する申請内容を適当と認めた場合は、建設業許可変更による降格通知書（様式第2号）により申請者に直近下位等級へ降格することを通知する。

3 前項の規定による降格の通知を受けた申請者は、降格後の等級を現等級とする。

（適用除外）

第10条 京丹後市内の本店で登録されている者以外の者については、第5条、第7条並びに第9条第3項第2号、第3号及び第4号の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、次に掲げる場合においてもまた同様とする。

(1) 第4条第1項及び第2項の規定により降格した年度において、京丹後市内の本店で登録されていた者以外の者に対する第5条の適用

(2) 第2条第13号アに該当する者にあつては前々年度において、同号イに該当する者にあつては前々々年度において、京丹後市内の本店で登録されていた者以外の者に対する第7条の適用

(3) 第9条第2項第1号に該当したことにより等級を取り消された時点において、京丹後市内の本店で登録されていた者以外の者に対する第9条第3項第2号、第3号及び第4号の適用

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度以降の格付けについて適用する。

2 前項の規定にかかわらず、京丹後市内の本店で登録されている者に係る管工事の格付けについては、平成22年度から適用する。

(平成20年度の格付けにおける経過措置)

3 平成20年度の格付けにおける昇格の際の第3条第1号の規定の適用については、同号の規定にかかわらず下位等級経過年数の間現等級に格付けされていることとする。

(格付けされた等級の有効期間の特例)

4 格付けされた等級の有効期間は、当分の間、第8条の規定にかかわらず、当該格付けを行った年度の翌年度の4月末日までとする。

附 則 (平成22年4月22日告示第114号)

この告示は、平成22年4月22日から施行する。

附 則 (平成29年11月22日告示第263号)

この告示は、平成29年11月22日から施行する。

附 則 (令和6年4月10日告示第153号)

この告示は、令和6年4月10日から施行する。

別表 (第3条関係)

昇格に必要な下位等級経過年数

工事種別	等級	下位等級経過年数
------	----	----------

土木一式工事、建築一式工事、下水道工事及び管工事	Aa	
	A	3 年
	B	3 年
	C	1 年
	D	
水道施設工事及び電気工事	Aa	
	A	3 年
	B	3 年
	C	

様式第 1 号（第 9 条の 2 関係）

建設業許可変更による降格申請書

年 月 日

京丹後市長 様

（申請者）

商号又は名称

代表者氏名 印

このたび、建設業許可を一般建設業許可に変更したことに伴い、 年度京丹後市建設工事競争入札参加資格における等級について、下記のとおり降格を希望します。

なお、降格が適用された場合、次の点について異存ありません。

- 1 本年度中に特定建設業の許可を有した場合においても、現行の等級として取り扱われないこと。
- 2 降格後の等級が翌年度格付の際の現等級となること。

記

認 定 業 種	現 行 等 級	取扱希望等級	備 考

※建設業許可通知書の写しを添付

様式第 2 号(第 9 条の 2 関係)

建設業許可変更による降格通知書

第 号
年 月 日

商号及び名称

代 表 者

京丹後市長 印

年 月 日付けで申請の内容については、次のとおり降格を適用することとしたので、通知します。

認 定 業 種	取扱等級	備 考

(注意) 降格後の取扱等級で入札に参加しようとするときは、本通知書の写しを発注機関に必ず提出してください。